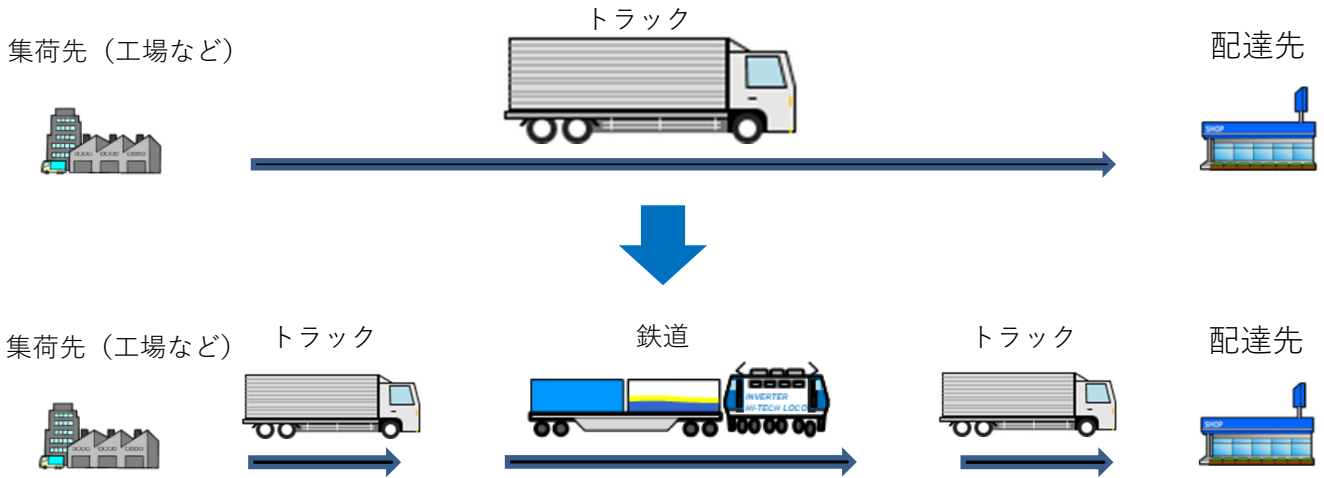


# トラック運送の一部を 鉄道運送に切り替えませんか？

期待できる効果!!

- ・トラック移動の削減により労働環境の改善
- ・ドライバー不足や車両不足でお断りしていた運送への活用
- ・CO<sub>2</sub>排出量削減



「集荷→鉄道運送→配達」により荷主から荷受人まで一貫した運送サービスを提供する場合に必要となる、

**第二種貨物利用運送事業(鉄道)の新規許可申請は、省略可能な書類が多く、皆様がイメージするより簡単です!!**

## ポイントは2点!!

- ① 直近事業年度の貸借対照表の純資産が300万円以上
- ② 許可後に登録免許税12万円を納付

許可申請書の様式・記載例はこちらから

様式：<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/content/000328603.xlsx>

記載例：<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/content/000328604.pdf>

※ 船舶・航空・鉄道を利用して貨物運送事業を行う場合は、貨物利用運送事業法に基づく登録または許可が必要



【様式】



【記載例】

**第二種貨物利用運送事業  
(鉄道・船舶) 申請ご相談窓口**



<鉄道>

北海道運輸局 自動車交通部 貨物課  
TEL 011-290-2743

<内航・外航>

北海道運輸局 海事振興部 貨物・港運課  
TEL 011-290-1013